

施設整備費

令和4年度概算要求額 102.9億円（43.8億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 特許庁庁舎は行政庁として国民への行政サービスを提供する施設であり、安全性及び長期耐用性を確保すると共に環境負荷の低減などを行う必要があります。
- そのため、老朽化した設備等の改修工事等を行い機能維持を図ります。
- 平成28年度から令和4年度にかけてアスベスト除去を含む庁舎の大規模改修工事を、Ⅰ期（上層階）とⅡ期（低層階）に分けて実施しています。
- Ⅱ期（低層階）は、令和2年度後半から着手し、令和4年度が最終年度になります（令和3年度に一部完成）。

成果目標

- 官公庁施設の整備の建築等による営繕計画に基づき、着実に特許庁庁舎の機能維持を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 特許庁庁舎は竣工から30年以上が経過し、庁舎内設備等の経年劣化による機能低下、漏電・漏水の発生や安全性が危惧されている設備が存在することから、国土交通省が作成した「特許庁総合庁舎中長期改修計画に係る調査・資料作成業務報告書」及び「令和2年度各省各庁営繕計画書に関する意見書」等を踏まえ、緊急性のある設備改修工事を厳選して行っています。
- 当該事業は、官公庁施設の建設等に関する法律第10条（国土交通大臣の行う営繕等）に基づき、国土交通省への支出委任工事としています。

特許庁庁舎外観

